医療制度改革に伴う財政調整制度等の見直しを求める意見書

医療制度改革では、平成18年10月から保険財政共同安定化事業が実施された。

これは、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合を行うため保険税(料)の平準化を図る必要性があることから、被保険者の協力を得て医療費の適正化対策の成果を上げている保険者にあっては、保険財政共同安定化事業拠出金が同交付金を大幅に上回る結果となって、本市国保特別会計に大きな影響を与えている。

また、平成20年4月から前期高齢者(65歳から74歳)の財政調整制度が導入され、前期高齢者を多く抱える国保に同交付金が大幅に配分されることにより、国保財政は、全国的に一定の改善効果がみられるとの国の見解が示された。

しかし、前期高齢者財政調整制度においては、当該保険者の前期高齢者の加入割合を算定基準とし、その加入割合に応じて交付額を決定する仕組みとなっていることから、前期高齢者の加入割合が相対的に低い本県の市町村国保においては、財政調整の効果が発揮されるどころか、旧来の退職者医療交付金に比べても少ない交付状況となっており、県内市町村国保の保険財政は急激な悪化を余儀なくされている。

本県の市町村国保は、沖縄戦の影響で前期高齢者の加入割合が他府県に比べ低いこと、子どもの人口比率が高いこと等で、前期高齢者の加入割合が相対的に低くなっていること、さらに多くの低所得者世帯を抱えているという地域特殊性があるが、前期高齢者の財政調整制度は、こうした状況下の本県市町村国保にとっては、極めて厳しい制度となっているのが現状である。

よって、本市議会は国に対し、下記事項について特段の配慮がなされるよう、強く 求めるものである。

記

- 1 保険財政共同安定化事業では、超過拠出金となる保険者に対し、国の負担金導入を制度化すること。
- 2 前期高齢者の財政調整制度の導入に伴う、本県国保財政への負担増については、 抜本的な財政支援制度措置を速やかに実施すること。
- 3 前期高齢者の財政調整制度に係る算定方法の見直しを速やかに実施すること。
- 4 財政基盤が脆弱で、多くの保険者が一般会計からの繰入れによる運営を余儀なく されている現状に鑑み、国保制度の抜本的な見直しを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

石垣市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣